

資 料

グアテマラが中米自由貿易協定（CAFTA-DR）
16.2.1 (a) が規定する労働法令の効果的執行義務に
違反したとして米国が同協定上の仲裁パネルの
設置を要請した事案

（最終報告書提出日：2017年6月14日）

秋 山 公 平

- I. 仲裁パネル判断の意義
- II. 米国の申立内容
- III. 管轄権
- IV. 解釈上の問題点
- V. 事実認定
- VI. 仲裁パネルの結論

I. 仲裁パネル判断の意義

中米自由貿易協定（Central American Free Trade Agreements-Dominican Republic ; CAFTA-DR, 以下「協定」）は、2006年3月に、米国と中米5カ国（エルサルバドル、コスタリカ、ホンジュラス、ニカラグア、グアテマラ）及びドミニカ共和国との間で成立した協定である。米国は、北米自由貿易協定（1994年）以来、主に不公正競争防止の観点から自国協定に労働条項を挿入し、それを発展させてきた。本件で問題となった「効果的執行義務」は、締約国に貿易・投資に悪影響を与える態様で自国の労働法令の効果的執行を怠ってはならないことを求める。米国の労働条項はその他にも、締約国に国内法令での中核的労働基準の採用・維持を要求する「保護水準維持義務」や、貿易・投資に悪影響を与える態様での国内法令を逸脱を禁止する「逸脱禁止義務」を挿入する。これら3つの規定での法的義務の採用が、2007年以降の米国の労働条項の特徴である。米国の労働条項のもう一つの特徴は、労働章にも紛争解決章の適

用を認め、義務違反が認定された場合には、代償の提供、利益の停止、金銭評価額の支払いという経済的措置の採用を認める点にある。3つの実体的義務の採用が、EUやカナダが締結するFTAにもみられるのに対し、EUは米国のように労働条項への紛争解決章の適用を認めておらず、カナダは米国のような一貫した姿勢をとっていない。法的義務の採用と紛争解決手続の適用という米国の労働条項の2つの特徴は、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（いわゆる「TPP11」、2018年）にも引き継がれている。

本件は、米国が、グアテマラの効果的執行義務の違反、具体的には（1）復職等を命ずる裁判所命令の遵守確保の懈怠、及び（2）労働省による適切な査察の実施等の懈怠により、締約国間の貿易に影響が生じたとして、紛争解決章に基づく仲裁パネル（以下「パネル」）に事案を付した事例である。本件はFTAに挿入される労働条項の解釈・適用に関する初めてのパネル判断として注目される。協定16.2.1（a）類似の文言を有する効果的執行義務は、米国やEUが締結する他のFTAも規定しており、日本もTPP11や日欧経済連携協定（2019年）の下で効果的執行義務を負う。よって、本判断は、効果的執行義務を有する全てのFTAの解釈に一定の影響を与えると考えられ、日本にとっても重大な関心事であるべきである。

パネルは米国の請求を棄却したが、本件の意義はその結論にあるというよりも、効果的実施義務を規定する条文の法的解釈が示された点、労働条項に基づく請求に関し違反の有無を認定する判断枠組が示された点、それにより、効果的執行義務の違反の主張・立証又はそれに対する抗弁の態様が明らかとなった点にある。管轄権の部分では、申立国に求められる問題となる措置の特定の程度に関し判断が示された（Ⅲ）。また、パネルは条文の各要素に関し判断を示した（Ⅳ）。特に、「効果的な」執行の意義、また「一連の」作為又は不作為の「継続又は反復」の意義、「貿易に影響を与える態様で」あるための要素に関するパネルの判断は、今後同様の規定を運用していく国にとり重要な指針を与える。

事実認定の過程も本件の意義を示す上で重要である（Ⅴ）。パネルは、米国による上記（1）（2）の請求に関し、第一に、労働法令の効果的な執行懈怠の有無、第二に、一連の作為又は不作為の継続又は反復の有無、第三に、締約国間の貿易への影響を検討した。（1）については、第二段階までを一応認め（Ⅴ.2（2））、第三段階のテストでも1社に関して該当性を認めたが（同（3））、効果的執行義務の「集積的な性質」から同条の義務違反を否定した

(同(4))。(2)については、第一段階のテストで、1社に関して労働法令の効果的な執行の懈怠を認めたが、この事例のみでは第二段階のテストを満たさなかった。第一段階のテストでは、米国の匿名による証拠提出が一つの争点となっている。こうした証拠は、パネルの事実認定を困難にした一因であった(V.2(1))。第二段階では、「一連の」の要件適合性が争点となっている(V.2(2))。第三段階に関しては、本件はグアテマラの団結権・団体交渉権に関する労働法令の懈怠に関する事例であったところ、これらの自由の否定が場合によっては「締約国間の貿易に影響」を与え得ると判示し、実際に1つの事例に関しこれを認めたことが注目される。これまで、団結権や団体交渉権の否定が生産コストの引下げに貢献するとの証明は不可能であるとされてきた。その是非は別として、本件パネルによるこうした法的推定は、労働条項の機能を強化する可能性がある。

II. 米国の申立内容

協定16.2.1は以下のように規定する。「(a) 締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日の後、一連の作為又は不作為を、締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす態様で継続し、又は反復することにより、自国の労働法令の効果的な執行を怠ってはならない。(b) 締約国は、調査、訴追、規制及び遵守に関する事項について、並びに一層高い優先度を有すると決定される他の労働事項に対して執行に係る資源を配分することについて、各締約国が裁量を行使し、及び決定を行う権利を保持することを認める。このため、締約国は、一の締約国による労働法令の執行についての一連の作為又は不作為が、当該裁量の合理的な行使を反映し、又は当該一の締約国の労働法令の執行のための優先度に基づく当該資源の配分に関する誠実な決定によって生ずる場合には、当該一の締約国が(a)の規定を遵守しているものと了解する」。

米国は、グアテマラが以下の3つの方法で、労働法令の効果的な執行を怠ったと主張した(para. 60)。第一に、組合活動を理由に不当に解雇された従業員に対する復職と賠償、及び雇用者の報復に対する罰金の支払いを命じた裁判所命令の遵守確保を怠った。第二に、グアテマラ労働法(Guatemalan Labor Code: GLC)の下での適切な査察の実施を怠り、労働省の監督官が雇用者の違反を特定した際に、必要な罰金を科すことを怠った。第三に、法定の期間内の組合登録又は調停手続開始を怠った。

Ⅲ. 管轄権

米国がパネル設置要請で上記のような用語法 (terms) を用いていなかったことから、グアテマラはこの点に関し先決的抗弁を提起した。グアテマラは、米国のパネル設置要請は「要請のための理由」、及び「措置又は他の問題となる事項」を特定しておらず、また「申立の法的根拠」を示していないと主張し、パネルに本件紛争の却下を要請した (paras. 62, 63)。これに対し米国は、パネルの設置要請をなすグアテマラに対する書簡の第5段落が、問題となる事項を特定しており、協定20.6条の申立要件が比較的緩やかなことから、当該書簡のみで申立要件を満たすと主張した (para. 64)。当該書簡の第5段落は以下の通りである。「問題となる事項及び申立の法的根拠は、結社の自由、団結及び団体交渉権、及び受け入れ可能な労働条件に関するグアテマラの労働法令の効果的執行に関し、グアテマラが16.2.1 (a) が規定する義務の遵守を怠ったことである」。

パネルは、第一に、上記第5段落が、異なる要素である「措置又は問題となるその他の事項」と「申立の法的根拠」を一纏めにしていること (para. 75)、第二に、米国のパネル設置要請は単に協定16.2.1 (a) の言い換えに過ぎない (para. 82) ことを理由に、米国の主張を退けた。仮にそれらを一纏めに解すれば、16.2.1 (a) における請求は、「一方の締約国が自国の労働法令を効果的に執行する義務を遵守しなかった」ということになり、この方法で定式化された請求が措置の特定に十分であれば、16.2.1 (a) の下で同時になされ得る請求間の区別を困難にする (同上)。また米国は、第5段落は結社の自由、団結及び団体交渉権、受け入れ可能な労働条件を対象を絞った点で包括的な請求と異なり (para. 83)、協定の先例ではこれより曖昧な記述で申立を認めたものがあったが (para. 85)、パネルは、前者の主張については、対象を絞っても説明的言換えに変わりなく (para. 84)、後者については、事例の性質が異なるとして (paras. 86, 87) これら主張を退けた。

パネルは、裁判機関が管轄権の問題を判断できるとの一般的に承認された規則を根拠に、パネル設置要請全体を分析した (para. 88)。その結果、米国が第6段落で、「グアテマラによる労働法令の効果的な執行の重大な懈怠を特定した」と述べ、その特定した懈怠に以下の3つを「含む」としたことにパネルは着目する。第6段落は第一に、労働省による労働法令の監督の懈怠、第二に、

労働法令違反の特定後の労働省による執行措置採用の懈怠、第三に、グアテマラ裁判所による裁判所命令の執行懈怠を挙げた。これら3つの懈怠は、米国の申立の第一・二点目に対応し、パネルはこの2つの申立要件適合性を認めた (para. 94)。

米国の第三の申立については、米国のパネル設置要請はそれに言及しておらず、仮にこの申立をパネル設置要請が含むとすれば、パネル設置要請第6段落の「含む」であろうが、これを広く解すると新たな請求の提起も可能であり、被申立国の適正手続の権利を害する (paras. 99-101)。よってパネルは、この申立は米国のパネル設置要請によって特定された措置とはいえず、パネルの管轄権の範囲外にあるとした (para. 102)。

IV. 解釈上の問題点

本件では解釈上の問題点として以下の7点が取り上げられた (para. 107)。

1. 「労働法令」の意義

ここでの論点は、効果的執行義務の対象が、行政機関の行為のみならず司法機関等の非行政機関の行為も含むのか否かである。グアテマラは、労働法令の定義を根拠に、16.2.1 (a) は行政機関を対象とし、米国の申立てのような裁判所や本件で問題となったグアテマラの公的機関による執行の懈怠は、行政機関による執行の懈怠ではないため同条の義務の範囲外であり、本件義務違反は生じないと主張した (para. 109-111)。

協定によれば、労働法令とは特定の国際的に承認された労働者の権利に直接に関連する「法律又は規則」である (協定第16.8条)。グアテマラによれば、この「法律及び規則」は、「行政機関の行為によって執行可能な、立法機関の法律又は立法機関の行為によって発布された規則」(下線筆者)と定義される (para. 109)。グアテマラは下線に着目し、「労働法令の効果的な執行を怠ってはならない」義務を、行政機関の行為によってのみ履行されることを意味すると解した (para. 110)。

これに対し米国は、16.2.1 (a) が労働法令の効果的執行の懈怠を構成する行為を制限していないこと (para. 112)、第16.3条は「行政、準司法、司法、又は労働裁判所」が締約国の労働法令の執行において役割を果たすと規定すること (para. 113) 等を根拠に、16.2.1 (a) の義務の主体は行政機関に限られない

と主張した。

パネルは、執行可能 (enforceable) とは執行されうる (capable of being enforced) ことを意味し、このことは、司法機関又は法執行に関わる他の機関がその定義に含まれる可能性を排除しないと指摘する (para. 115)。また、パネルは、16.2.1 (a) が、労働法令の効果的な執行の懈怠を構成する作為・不作為の種類に制限を設けておらず、「その他の機関」による作為・不作為によっても同条の義務違反を生じさせるとする (para. 116)。さらに、パネルは、協定の他の条文、及び趣旨・目的もこの判断を支持するとする (para. 118-120)。

2. 「効果的な執行を怠らない」の解釈

ここでの論点は、労働法令の「効果的」な執行といえるためには、労働法令の完全な遵守が要求されるかである。

米国は、「効果的に」とは「十分な効果を伴って (with great effect)」又は「結果を生じる (productive of results)」状態を意味し、「効果的な執行を『怠らない』義務は、各締約国に、法に反する行為を終了させるという約束の継続を要求し、それにより遵守に到達する」と主張する (para. 123)。米国は、効果的執行を、完全な遵守の達成を伴った態様での懈怠の禁止と捉えている (para. 128)。グアテマラはそうした解釈を共有していない (同上)。

そこでパネルは、「効果的な執行」を満たすために要求される「遵守の程度」に関し分析する。まずパネルは、起草者意思に照らして「効果的に」と「執行」は分けて考えるべきとし、「執行」は本来的に締約国の裁量の要素であり、単に締約国に国内労働法令の「執行」を義務付けるだけでは、協定の目的達成には不十分であると指摘する (para. 130)。そのため起草者は、労働法令の「効果的な」執行を締約国に義務付けた (同上)。これらの文言は、条約解釈の慣習的な規則に従い、協定の趣旨・目的及び文脈に照らして解釈しなければならない (同上)。その上で、協定第16.1.1条及び前文を考慮し、協定は、国際的に承認された労働者の権利に関する法律による保護を促進する態様での執行を要求すると判示した (para. 131)。

しかし、効果的執行と遵守の程度に関する問題は残る (paras 132)。パネルは、この問題への回答は究極的に事例毎の事実と状況に依存するとしつつ、一般的な命題として以下の4点を指摘した (para. 133)。

第一に、効果的執行の存在は一般的に結果の発生 (特に雇用者による労働法令の遵守) において明らかである (para. 134)。パネルは、結果の発生が効果

的な執行措置の本質であるとの紛争当事国の見解に同意し、また他の条文や目的も、生ずべき結果が雇用者による労働法令の遵守であることを示すとする。

第二に、効果的な執行は、行政当局が雇用者の労働法令の不遵守を認定した場合に、雇用者を遵守に導くための適切な措置の採用を要求する (para. 135)。パネルによれば、この命題は第一の命題から論理的に導かれる。

第三に、効果的に労働法令が執行されていれば、行政当局は法の不遵守を発見し除去するであろうし、よって雇用者は他の雇用者による同様の労働法令の遵守を期待できる。よって、そうした期待を雇用者が抱けない状況は、効果的執行の欠如を想定し得る (para. 136)。

最後に、不遵守の個別的事例は、執行が効果的でないことを証明しない (para. 137)。例えば雇用者側が単に法律上の義務を認識しておらず、行政当局に落ち度がない場合、また、行政当局が罰金を科したとしても、雇用者が行政当局の指示に従わない場合がある。それとは反対に、行政当局が刑罰を科さない場合でも、雇用者に遵守への改善がみられる場合もある。また、遵守の割合が高くとも、そのことは常に効果的執行の存在を証明しない。

パネルによれば、「効果的な執行」が「完全な遵守」を要求すると解釈すると、雇用者に不当な負担を課し、締約国が協定上の義務を遵守する場合の想定を困難にする (para. 138)。

よってパネルは、「効果的な執行を怠ってはならない」とは、雇用者が一般的に考えて労働法令を遵守するであろうと合理的に予期できるような、及び、雇用者が他の雇用者も同様にそれらを遵守するであろうと合理的に予期できるような遵守を、十分確実に達成するような態様で、労働法令の遵守を強いることであるとする (para. 139)。

3. 「一連の作為・不作為を継続又は反復」の解釈

両紛争当事国は、「一連の (course)」、 「継続 (sustained)」、及び「反復 (recurring)」に関し定義を示した。パネルは、両紛争当事国の主張を容れ、「反復」が繰返し (repetition) であるのに対し、「継続し」とは一貫した (consistent)、かつ、長期にわたる継続性であるとした (para. 145)。「継続」と「反復」を別個に捉える見方に関し、パネルは、「継続又は反復」というように接続詞が選択的であることは、行為が「継続する」場合と「反復する」場合があることを示唆すると指摘した (同上)。また両文言は、「一連の作為・不作為」の特定のために用いられており、よって、一連の作為・不作為を通じた

労働法令の効果的な執行の全ての懈怠が16.2.1 (a) の申立の主題となるわけではなく、一連の作為・不作為を通じた効果的な執行の懈怠が「継続又は反復」する場合にのみ申立の対象となる (para. 147)。

紛争当事国の見解が分かれたのは「一連の」の解釈である。特に、米国が主張した「一連の作為・不作為の継続・反復」に「引延ばされた期間 (prolonged period)」の要素が含まれていなかったこと (paras. 141-143, 146)、及び、グアテマラが、「一連の」は「継続又は反復」を補強するものであり、連続した作為・不作為が行われた後にのみ生ずる「複合的義務 (composite obligation)」であると主張したこと (para. 144)、並びに、同国が「一連の作為・不作為の継続又は反復」には締約国の意図が必要と主張したこと (同上) が注目される。

「一連の」の解釈に関し、パネルは、「一連の作為・不作為の継続又は反復」は、単なる作為・不作為の継続又は反復を越えた意味を有する必要があると指摘する (para. 148)。その上で、パネルは、「一連の」という文言の使用は、作為・不作為の事例が、「行為又は行動様式の連続 (line of conduct or behavior)」が関係付けられる方法で連結 (connected) する必要があることを示し、その結合 (linkage) は、時や場所を越えた行動様式の十分な類似性において明らかであると指摘する (同上)。そしてパネルは、これらの要素を「継続」及び「反復」の文言と併せ読み、「一連の作為・不作為の継続又は反復」が、(i) 十分な類似性を示す繰り返された行動様式 (repeated behavior)、または、(ii) 継続した作為・不作為に連結した行動様式の連続を構成するのに十分な一貫性の存在が認められる引延ばされた行動様式 (prolonged behavior) によって構成されると判断した (同上)。

グアテマラは「一連の作為・不作為」であるためには締約国の意図が必要であると主張したが、パネルは、16.2条 a 号に主観的要素を読み込むことは適切でないこと (para. 149)、及び同条 b 号との関係からこうした解釈は許容されないと判示した。

b 号との関係から a 号に締約国の主観的意図を同条に読み込むべきではないとする理由に関し、パネルは以下のように指摘する (para. 150)。b 号は、調査や訴追等に関する事項、及び、他の優先度の高い労働問題への執行に関する資源の配分に関し、各締約国の裁量を認める。したがって、b 号は、労働法令の効果的な執行の懈怠が、締約国の裁量の合理的な行使又は資源の配分に関する誠実な決定である場合には、一連の作為又は不作為が存在するとの申立を認

めない。つまり、a号に反する一連の作為又は不作為が、効果的に労働法令を執行しないという締約国の意図を反映するとすれば、b号の目的を失わせる可能性がある (para. 151)。なぜならば、a号に反するとされる一連の作為・不作為は、b号に列挙される要素によって正当化されなければならないからである (同上)。

よってパネルは、「一連の作為・不作為の継続又は反復」といえるためには、「引延ばされた期間」、及び「作為・不作為の継続又は反復」のみならず「一連の」それが必要であるとし、締約国の主観的意図を否定した上で、「一連の作為・不作為の継続又は反復」を構成する要素を下記のように示した。「一連の作為・不作為の継続又は反復」は、執行機関による、連結し、繰り返され、延長する行動様式の連続である。そうした連続する行動様式を構成する連結は、時間・場所的に普遍的な行動様式の十分な類似性において明らかである。よって、「一連の作為・不作為の継続又は反復」は、(1) 十分な類似性を示す「繰り返された行動様式」、または、(2) 労働法令の執行機関による作為・不作為が連結した行動様式の連続を構成するのに十分な一貫性を有する「延長された行動様式」によって構成される (para. 152)。

4. 貿易に「影響を与えるような態様で」の解釈

ここでの論点は、貿易に「影響を与える」の解釈である (para. 164)。米国は、辞書的定義に加え、WTO 紛争解決手続のパネル及び上級委員会の GATT 第3条4項の「国内における販売、販売のための提供、購入、輸送に関し」の解釈、及び、GATS 第1条1項の「貿易に影響を与える」の解釈に言及し、両条項に含まれる「関し／影響を与える (affecting)」が広い範囲で適用されていることを指摘する (para. 154)。米国によれば、16.2.1 (a) の「影響を与える」をこれらと同様に解釈することが、同条及び協定の目的から根拠づけられる。また、協定1.2条が、協定の目的の一つに「自由貿易地域における公正な競争条件の促進」を挙げていることも指摘する (同上)。

口頭弁論終了後、パネルは、労働法令の効果的な執行の懈怠が「締約国間の貿易に影響を与える」ことの立証に必要な証明について両紛争当事国に尋ねた (para. 160)。

米国は、申立国が、(1) 両締約国間の貿易の存在、(2) 被申立国の労働法令の効果的執行の懈怠に基づく競争条件の修正、を証明する証拠を提出すべきと回答した (para. 161)。さらに、米国は、ある措置が競争条件に影響を与え

る場合には、その措置による観察可能な貿易上の効果が生ずる必要はないと指摘した。最後に米国は、実際の貿易上の効果の証明は、労働に関する紛争の文脈では非現実的と主張する(同上)。米国は、グアテマラ国内の記録にアクセスできないため、たとえ製品の価格減少を特定しても、それがグアテマラの労働法令の效果的執行の懈怠によって生じたことを証明できないとする(同上)。

グアテマラは、一連の作為・不作為と貿易への効果との間に因果関係が必要であると主張する(para. 157)。GATT 及び GATS の解釈との関連性に関する米国の主張に対し、グアテマラは、GATT 等の「影響を与える」の拡大解釈には根拠があるが、協定16.2.1 (a) の拡大解釈には根拠はないとする(para. 158)。また、グアテマラは、「貿易に影響を与える」との文言が、「一連の作為・不作為の継続又は反復」との文言と結合しており、グアテマラによれば後者の文言が被申立国の意図を要求しているため、申立国は「意図された帰結が締約国間の貿易に影響を与える」ことを証明しなければならない(para. 159)。

口頭弁論終了後のパネルからの質問に対し、グアテマラは、貿易上の効果の存在、及びその貿易上の効果の原因が申立国によって立証された一連の作為・不作為でなければならないとの立場を繰り返した(para. 162)。実際の貿易上の効果の証明が不可能性とする米国の主張に対し、米国は、例えば米国税関による輸入価額などの問合せ手段を有しており、グアテマラ国内企業の帳簿にアクセスする必要はないとする(para. 163)。

一連の作為・不作為が貿易に影響を与えたと認定するためにいかなる結果の発生が必要かに関し、米国は、一連の作為・不作為が「競争条件を修正した場合」と主張するのに対し、グアテマラは、「特定の商品又はサービスの価格及び貿易フローに変更が生じた場合」と主張し両者の見解は対立する(para. 165)。

パネルは、用語の通常の意味、協定の趣旨・目的、及び適用可能な国際法の諸規則に従って協定を解釈した(para. 166)。その結果、「貿易に影響を与える態様」での作為・不作為は、貿易(越境的な商品とサービスの交換・取引)のある側面に影響する(influence)又は実質的に影響する(make a material impression)ものであるとした(para. 167)。

つまり、一連の作為・不作為を通じた労働法令の效果的執行の懈怠が、貿易部門において又は貿易に従事する企業に関して生じたという理由のみにより、全て違反となる解釈は適切ではない(para. 168)。そうした解釈は、貿易への影響又は実質的な影響の証明を要求せず、貿易に従事する雇用者又は経済部門

に対する幾らかの効果の証明を要求するのみだからである (同上)。よって労働法令の効果的な執行の懈怠は貿易に影響する必要があるが、問題は貿易に対するいかなる効果が協定上の問題を提起するかである (同上)。

パネルは、「貿易に影響を与える」の条文上又は協定上の位置付けを分析する (para. 169)。まずパネルは、協定16.2.1 (a) で、「貿易に影響を与える態様で」の文言が、一連の作為・不作為の継続又は反復を通じた労働法令の効果的執行の懈怠を禁ずる義務を修正し、義務の範囲を制限することに着目する。そしてパネルは、この制限は、協定の文脈及び目的に照らして理解すべきとする (同上)。その上で、16.2.1 (a) は、「協定16.8条で規定される国際的に承認された労働者の権利が (各締約国の) 国内法によって承認かつ保護するよう努める」という「共通の約束の宣言」に効果を与えるものであるとし (para. 170)、それと同時に協定は「自由貿易地域の公正な競争条件の促進」(第1.2.1 (c)) を目的に含み、この目的は、16.2.1 (a) の義務を、貿易に影響を与えるような態様での労働法令の効果的な執行の懈怠に限定することと調和するとした (para. 171)。

労働法令の効果的な執行の懈怠が貿易に影響を与える場合に関し、パネルは以下のように指摘する。労働法令の効果的な執行の懈怠は、生産過程で生ずるコスト、リスク、または潜在的な責任に対し、労働法令の執行を怠る生産者に比較優位を与えることを通じて影響を与え得る (para. 172)。最低でも、労働法令の通常の運用は雇用者に行政上のコストを強い傾向がある。例えば、労働法令の運用は、最低賃金や残業代の支払い、及び従業員の健康・安全を保護する設備の購入を要求することで、または、団体交渉権を認めることで従業員による団体交渉のリスクを高めることにより、短・長期の労働コストを生ずる可能性がある (同上)。

労働法令の効果的な執行の懈怠により雇用者は上記のコストやリスクを緩和する可能性があり、こうした緩和は雇用者に比較優位を与え得る (para. 173)。そうした比較優位は、労働法令を遵守する雇用者に比べ、遵守しない雇用者に経済的利益を与え、さらに、その他の雇用者に労働者の権利保護を弱める誘因を与え得る (同上)。

これらの帰結は、労働法令の執行の懈怠が、輸出に従事する企業や輸入産品との競合に従事する企業に比較優位を与え、国際貿易における競争条件に影響するという点で、国際貿易に影響を与える可能性がある (para. 174)。また国際貿易が、国内法令による労働者の保護を侵食するような誘因を伝播するよう

に運用される可能性もある。パネルは、労働者の権利確保という協定前文に表れた締約国間の決意と共通の約束に照らして、上記の帰結が、「公正な」競争条件に影響を与えるものとして理解されなければならないとした(同上)。こうした解釈は、本条の文脈における「影響を与える」の通常の意味、協定上の16.2.1(a)の役割、及び協定の目的とも合致するとする(para. 175)。

対照的に、労働法令の効果的執行の懈怠は必ずしも低い価格や貿易フローの変化という帰結にならず、16.2.1(a)の範囲を「国際貿易における価格や販売数量に対して効果を有する労働法令の効果的な執行を怠ること」に限定することは、協定の目的と調和しない態様で特定の執行の懈怠を除外する可能性がある。パネルは指摘する(para. 176)。締約国の効果的労働法令の執行の懈怠によって生じるコスト削減は、消費者に転嫁される場合もされない場合もある。たとえ消費者に転嫁されても、為替相場の変動、材料調達・運送費用の費用の増加等の様々な要因による負の価格効果によって反対に作用する可能性がある。貿易に供される商品の数量や価格に直接変化を生じさせない効果的執行の懈怠を協定16.2.1(a)の適用範囲から除外することは、労働法令の効果的な執行の懈怠がそれ自体で、「貿易に影響を与える態様」であり得るという重要な点を無視し、そうした除外は、「貿易に影響を与える態様で」の概念を、より狭い概念である「取引される商品の価格や数量に影響を与える態様で」に減ずる可能性がある。「貿易に影響を与えるような態様で」の制限的な解釈は、法令によって保護された労働者の権利を確保し、公正な競争条件を促進するとの協定の目的から支持されない(para. 177)。

また、効果的な労働法令の執行が価格に影響したことの証明は、材料調達費用や設備・輸送費に関する情報が非公開であることを考えると、締約国にとって非常に困難である(para. 178)。協定は、パネルにそうした情報の公開を強制する権限は与えておらず、申立国は雇用者から経済的情報を得ることはできない。たとえそうした情報が利用可能であっても、労働法令の効果的な執行の懈怠の効果が、特定の価格の減少又は販売量の増加に帰することは正確に測定できない(同上)。

貿易フローの歪曲の立証も、労働法令の効果的な執行の懈怠による貿易の転換・歪曲が常に生じるわけではないことから同じく困難である(para. 179)。貿易フローの変化の証明を要求することは、協定の目的に反する理由で、効果的な執行の懈怠を16.2.1(a)の義務の範囲から除外する。よってパネルは、グアテマラのいう「貿易に影響を与える態様で」の解釈に賛同しない(para.

180)。

次にパネルは、「貿易に影響を与える」の解釈において、GATT 及び GATS の規定の解釈が関連するとの米国の主張を検討するが、GATT 等の「関する／影響を及ぼす」の文言と協定16.2.1 (a) の「貿易に影響を与える」の文言が条文上果たす機能は異なり、よって、それを解釈する WTO 紛争解決機関と本件パネルの役割も異なることから、GATT 等の解釈は本条の解釈に最小限の有用性しか持たないと判断した (paras. 184-89)。

「締約国間の貿易に影響を与える態様で」といえるためには、一連の作為・不作為の継続又は反復を通じた締約国の労働法令の効果的執行の懈怠が、締約国間の貿易に従事する雇用者に比較優位を与えなければならないが (para. 190)、次に、雇用者に比較優位を与えたといえるためには何を証明すればよいかが問題となる (para. 191)。

パネルは、この問題は事実認定の問題とした上で、証拠を評価する際に留意すべき点を指摘する (para. 192)。第一に、比較優位は、労働法令の効果的な執行の全ての懈怠から生じるものではない。通常、労働法令の効果的執行の懈怠は、雇用者のコストに何らかの影響を与え得るが、そうした影響が比較優位を与えるためには小さすぎる可能性もある (para. 193)。第二に、証拠を考慮する際に、比較優位の証拠が雇用者の記録から得られたものである必要はなく、パネルは比較優位を全体の状況等を基礎として推定しようとする (para. 194)。第三に、比較優位の証明は、コストやその他の効果に関する厳密性を伴う立証を要求しない (para. 195)。

以上を考慮しパネルは、労働法令の効果的執行の懈怠が、締約国間の貿易における比較優位を与えるものか否かの判断において、(1) 問題となる企業が他の締約国の競合する市場に(から)輸出(輸入)したか、(2) 執行の懈怠の効果を特定できるか、(3) それらの効果が問題となる企業に比較優位を与えたかに焦点を当てるとした (para. 196)。

5. 「締約国間」の解釈

「締約国間」とは紛争当事国間の関係も含むか、それとも締約国全体の間かが問題となった (paras. 198-201)。米国が、紛争当事国間の二国間の関係をも含むと主張したのに対し、グアテマラは、二紛争当事国間の関係を含むのであれば、「他の締約国との貿易 (trade with another Party)」や「16.2.1 (a) を援用する当事国との貿易 (trade with the Party invoking 16.2.1 (a))」との表現が

用いられるはずであり、ここでの「締約国間 (between the parties)」とは、CAFTA-DR の全締約国を意味し、一連の作為・不作為が影響を与える貿易フローは二紛争当事国間の関係に限定して判断されるべきではないと主張した (para. 198)。これに対し米国は、そうした解釈は、全7つの締約国のうち2～6つの締約国間で著しい貿易の歪曲が存在したとしても、全締約国間で貿易が行われる場合しか本条が適用されないこととなり、同条の趣旨を損なうと反論した (para. 200)。

パネルは、グアテマラのように本条の適用を狭くすると本協定の目的の達成が制限され、そのように本条の適用を制限する文言は、共通の約束を規定する第16.1条及び協定前文には存在しないとする (para. 202)。また、字義的に考えても、集団的で曖昧な関係を表現する「～の間で」(among)ではなく、個別の関係をも表現する「～の間(だけ)で」(between)を用いており、「締約国間」には二紛争当事国間の関係を含むとの解釈が適切であると判断した (para. 203)。

6. 16.2.1 (a) と (b) の関係

グアテマラによれば、パネルは申し立てられた行為が b 号に適合するかどうかを、a 号に違反するとの結論に至る前に検討する必要がある、被申立国の裁量の行使の不合理さ、又は、資源配分に関する決定の不適切さを立証するのは申立国である (para. 205)。

パネルは口頭弁論の際に、b 号が a 号の義務の制限 (limitation) か例外 (exception) かに関し問題を提起した (同上)。この問題は立証責任の配分に関連する。すなわち、米国が、グアテマラによる義務違反の立証のために、裁量の合理的な行使や資源の配分に関する誠実な決定の欠如を証明するのか、それとも、a 号の義務に反する行為を正当化するために、グアテマラがそれらの存在を証明するのかという問題である。

この点に関し米国は、「被申立国が関連する情報へのアクセスを有することに照らした立証責任の合理的な配分」を理由に、b 号を援用するのは被申立国であると主張した (para. 206)。他方グアテマラは、b 号は a 号への相互参照の表現を含むことから b 号は a 号に対する制限であり、裁量行使の不合理さや資源配分に関する決定の不適切さを立証するのは申立国であると主張した (para. 207)。

パネルは、a 号を通常の文言の意味及び協定の目的に照らして解釈し、b 号

は、a号に反する行為の「正当化」を可能にする規定と解すべきであり、したがって、被申立国がa号に反するとされる行為をb号によって正当化しなければならないとした (para. 208)。

パネルは、b号は締約国の行為がa号に反すると判断された場合にのみ関係すること (para. 210)、及び、実践上外国政府は、裁量の行使や資源の配分という政府の意思決定過程に関する問題を知りうることはなく、申立国に立証責任を負わせる根拠を見出せないことを理由に (para. 211)、b号が正当化のため例外であると判断した (para. 212)。

7. 時間的問題

米国は自国の請求を根拠づけるためにパネル設置要請日 (2011年8月9日) 以降に生じた出来事を多く引用したため、これらをどう考慮するかが問題となった (para. 213)。

両紛争当事国は、グアテマラの義務違反の有無を決する期日がパネル設置要請日であることに合意する (para. 214)。他方で米国は、そのような証拠が違反する行為の継続を証明する証拠となりうると主張し、パネルもこれに同意する (para. 216)。その理由として、パネルは、継続した義務違反が国際法で十分に確立された概念であること、また WTO 上級委員会も、違反が継続的な性質を有する場合に、パネル設置要請日以降の証拠を認めてきたことを挙げる (para. 217)。

V. 事実認定

米国の申立に対しグアテマラは、米国が一応の証明 (*prima facie case*) に失敗したとして、パネルに全請求の棄却を求めた (para. 220)。手続規則第65条から立証責任は申立国にある (para. 221)。一応の証明を果たす要件に関し、パネルは、米国のいうように「申立国は、申立が真実であるとの仮説を想起させるのに十分な証拠を提出する」ことに同意する (para. 222)。紛争当事国は、一応の証明を果たすために要求される証拠の量と類型が事例毎に異なり、また申立国が一応の証明の根拠となる事実を提出することにも合意している。

以下では、2つの請求に関し、米国が立証責任を果たしたかを検討する (para. 223)。立証責任に関する規則は、特定の証明の基準 (standard of proof) は定めていない (para. 224)。WTO 紛争処理手続において上級委員会や一部の

パネル報告書は、「蓋然性の較量 (balance of the probabilities)」基準を用いており、本件パネルもこれに倣う。よってパネルは、証拠の記録が、米国の事実に関する申立が虚偽でないらしいことを証明する場合に、米国の立証責任を果たした判断する (para. 224)。

1. 証拠に関する問題点

証拠に関し特に以下の2つが問題となった。

(1) 編集された証拠の証拠能力

本件では、米国の提出した証拠の大部分がグアテマラ当局による作為・不作為を証言する個人による匿名の供述である。米国によれば全ての事例で供述者は匿名を望んだ。グアテマラはこれらの文書に証拠的価値はないと主張した (para. 237)。

先決的手続でグアテマラは、パネルから米国に対し削除した情報の開示を指示すよう求めた。パネルは、2015年2月の裁定で、パネルにそうした権限はないとした上で、本件手続での個人情報の非公開は、米国の不誠実さを反映しないと結論付けた (paras. 240-41)。

グアテマラは、編集済みの証拠への証拠的価値の付与は、同国による文書・供述の真正性や正確性の確認を困難にし (para. 242)、証拠の信頼性に影響しうる特徴 (characteristics) や個人の動機の検証を妨げるため (para. 244)、同国の適正手続の権利を侵害するとした。

文書の真正性の確認に関する主張に対し、パネルは2015年先決的裁定を確認し、協定第20章の紛争解決手続は、被申立国に提出された証拠に応ずる十分な機会を与えており、情報の編集により被申立国による証拠提出が不可能でない場合、パネルがとり得る対応は期限の延長であるとした (para. 243)。また、匿名の証人の信頼性に関しては、証人の匿名は証人の潜在的な動機や特徴を隠す可能性があるが、本件では、そうした懸念は他の証拠により確認できたため、証人の検証は適正手続によって要求されなかったとした (para. 244)。

2015年先決的裁定でパネルは、グアテマラは問題となる証拠の提出が厄介であることは証明したが、それが不可能であることは証明しなかったと決定した (para. 245)。またパネルは、本件のこの段階において、米国によって提出された編集済みの証拠を含む実質的な主張が、グアテマラによる確認や反論を不可能にすると結論付けることはできないとした。さらに、パネルは、編集済みの証拠に含まれる情報が、それ単独で確認不可能またはその他の方法によっても信頼

できないと結論付ける根拠を見出せず、米国が提出した証拠を断定的に排除する根拠はないとした。パネルは、編集済みの証拠に証拠的価値を与えるか否かは事例毎に判断し、その際に注意深いアプローチを採用するとした (para. 246)。すなわち、匿名の供述の証拠的価値は、確認の利用可能性、信頼できる独立した情報源、同時代性、供述の誘導の有無、または、宣誓のような信頼性に関する十分な標因等に依存し、また、その証拠が、時間、場所、及び個人を特定する情報を含むか、または、供述の内容が明確な記憶を示唆し、事態の調査の機会を許容するかにも依存するとした。

(2) ICSID 事務局長の供述の受理可能性

米国は投資紛争解決国際センター (ICSID) 事務局長に匿名の証拠の未編集版の審査を要請し、事務局長は匿名の証拠と裁判所命令等の文書にある個人の氏名の同一性を保証し、米国はその宣誓供述書をパネルに提出した (para. 247)。

グアテマラはこの証拠の受理可能性に関し反対した。グアテマラは、パネルが米国に対し未編集の証拠を提出するよう要請すること (para. 248)、及び、パネルが編集済みの証拠と事務局長による宣誓供述書に証拠的価値を認めないことを要請した (para. 249)。

米国への未編集版の証拠提出の要請に関し、2015年先決的裁定は、パネルにそうした権限はないと結論付けた (para. 250)。また、事務局長の供述書の受理可能性に関し、同じく先決的裁定でパネルは、手続規則は当事国が匿名の証人による供述の形態で証拠を提出することを否定せず、また、当事国が個人的な証人 (identifier) により証人の供述を補完することも排除しないと判断した (para. 251)。

宣誓供述書の受理可能性は認めたものの、パネルはそこでなされた事実の確認にいかなる証拠的価値を与えるかの決定が困難であるとする (para. 253)。例えば、供述書の著者である証人 X が自身が裁判所命令の対象と述べても、グアテマラとパネルは氏名の対応性を確認できない (para. 254)。事務局長の供述に証拠的価値を認め、米国は証拠提出に関する協定上の義務を遵守したと推定するが (para. 258)、パネルは、証拠の対応性確認に関する米国の一方的な決定に対し懸念を表明し、手続的公平性の観点から他の理想的な方法として、紛争当事国の代表者一名が参加する秘密審査 (in camera review) や、対応性を保証する第三者の任命をパネルに委任する方法を提案した (para. 259-66)。

2. 裁判所命令の遵守確保の懈怠

(1) 労働法令の効果的執行の懈怠の有無

パネルは、以下の8つの雇用者に関する事例で、グアテマラが、遵守を十分確実に達成するような態様で、裁判所が発した命令の執行を求めたかを検討する (para. 285)。

① ITM (Industria de Representaciones de Transporte Maritimo)

米国は、2008年2月にグアテマラ労働裁判所が、ITMは組合の組織を試みた14名の従業員を解雇することでGLCに違反したと認定し、同社がそれらを復職させず、労働裁判所が担当省庁にそれらの事案を証明した (certified) 後も刑事罰を科さず、及び、裁判所がその不遵守に対し法律が要求する罰金の増額をしなかったと主張した (para. 287)。

米国は、(1) 6点の供述書 (para. 288), (2) 1点の供述 (para. 289), (3) 14の復職命令 (para. 290), (4) 労働組合が準備した図表 (para. 292), (5) 組合連合の構成員からのメール (同上), (6) 2015年3月付けの第二供述書 (para. 293) を提出した。

パネルは、米国が提出した証拠は、第一審裁判所が、ITMの労働法令違反を認定し、2008年2月に復職を命じ、5名の従業員の復職命令が2014年の供述時点で未執行であることを立証するとした (para. 294)。

他の9名の従業員に関し、パネルは証拠(6)を検証し、14の復職命令が2008年2月にITMに対して発せられ、今なお有効で、2015年3月までに未執行であるかを検討した (para. 296)。証拠(6)には供述者が解雇又は復職命令を個人的に目撃したことを示す証拠がないが (para. 297)、パネルは上記証拠(1)と(3)が確証を提供するとした (paras. 299-300)。

次にパネルは、復職命令が2015年3月の時点で有効かつ未執行であるか否かに関し、米国が提出した統計とグアテマラが提出した文書を検討した (para. 301-307)。

米国が提出した統計は、パネル設置要請後の期間の雇用者による裁判所の支払命令の不遵守を示すが (paras. 309-313)、パネルは更なる情報なしに雇用者による先行行為を結論付けることはできず (para. 314)、また、その統計は他の雇用者及び期間の不遵守を推定するための分析を欠いており、かつ、その図表は支払命令に関するものであるため、ITMの事例における懈怠の蓋然性を示すのに不十分であるとした (para. 315)。

グアテマラは、11の公的文書及び特定の雇用企業に関連する図表を提出した

(para. 317)。グアテマラは、復職命令が多数の事例で従業員に不出頭により執行されず、他の事例では、従業員による復職要請の自発的撤回、2つの事例では、従業員が復職命令の執行に必要な情報を裁判所に通知しなかったため、それらは執行されなかったと主張した(同上)。

グアテマラは、14の復職命令の未執行を認め、その執行の遅滞・懈怠の正当化を試みている(para. 319)。よってパネルは、14の復職命令が未執行であると結論付ける(para. 320)。

グアテマラが提出した証拠は、労働裁判所による復職命令の未執行を正当化しない(para. 321)。従業員の復職は従業員の出頭を要する手続であるが、復職命令が長期間に渡り未執行であり、復職手続の性質は当局の復職命令を執行する義務を減じない。パネルは、効果的執行が一般的に結果において明らかであり、それは通常、当局に対し雇用者への遵守を促す適切な措置の採用を要求するとのパネル判断を想起する(para. 323)。その上で、グアマラが提出した証拠は適切な措置の採用の懈怠を正当化しておらず、執行措置がなく、それへの正当化のない期間の経過は、労働法令の効果的な執行の懈怠を構成するとした(para. 324)。

② NEPORSA (Negocios Poruatrios S.A.)

米国の主張は以下の通りである(para. 325)。労働裁判所はNEPORSAが組合への参加に対する報復として40名の従業員を不当に解雇したと認定し、同社がその従業員の復職を怠り、及び、労働裁判所は公的機関にそれらの事例を正式に証明したが、いかなる罰金も科されず、その増額もなされなかった。米国は4つの供述を提出した(同上)。

グアテマラは、この事例に関する図表と22の公的文書を提出した。それらは、25の事例で、従業員の不出頭により復職が実現しなかったことを示す(para. 333)。

グアテマラは、25人の従業員が復職していないことを認め、その状況の正当化を試みている。パネルは、復職命令の執行懈怠は正当化されないと判断する(para. 335)。グアテマラは、従業員の不出頭による懈怠が、裁判所命令の執行義務を緩和することを立証しなかった。また、グアテマラが提出した22の文書は、当局が復職命令の遵守を怠らなかつた、又は、状況を救済するための十分な措置をとったことを立証していない(para. 335)。

よってパネルは、労働裁判所が25名の従業員の復職を怠ったと結論付けた(para. 334)。

③ ODIVESA (Operaciones Diversas)

米国は以下のように主張する (para. 336)。2008年に、労働裁判所は ODIVESA が組合結成活動に従事した11名の従業員を同年5月に不当に解雇したと認定し、2014年10月までに6名の従業員が復職しておらず、また、労働裁判所はこの問題を刑事手続に付さず、罰金の増額もしなかった。

米国は、2014年の2つの供述、及び2010年の1つの供述、同社の事例が第二審裁判所に係属中であることを示す図表 (para. 339)、同社に対する13の復職命令を提出した (para. 340)。またパネルは ITM の事例において米国が提出した証拠 (6) を考慮した (para. 341)。

第一書面申立でグアテマラは、復職命令の遵守を確認した監督官による文書を、抗弁書で復職命令を無効にする6つの上級審命令 (para. 345) を提出した (para. 346)。グアテマラは、(1) 3名の従業員の復職命令は上訴によって覆され、(2) 3名以上が復職請求を撤回又はその行為を怠り、(3) 米国は5名の復職を認めているため、有効な復職請求を行う従業員はいないと主張した (para. 348)。

それに対し米国は、2011年5月付けの3つの上訴審の決定を提出した (para. 357)。それらは、従業員を復職命令の発出前の法的状況に戻すこと、及び第一審裁判所に対し新たな決定をなすよう指示する。憲法裁判所の決定は、解雇された従業員の復職を命ずる2008年6月の労働裁判所による決定を支持する。

パネルは、2011年5月までに、2008年6月の復職命令が憲法裁判所により回復されたか、又は、憲法裁判所によって新たな命令の発出が命じられたかを検討した (para. 358)。パネルは、反対の証拠の欠如から、復職命令は憲法裁判所の決定により回復され、また第一審裁判所による命令の再発行が要請されたと判断した。よってパネルは、2011年5月までに、2008年6月の2つの復職命令が有効かつ未執行であると結論付けた (同上)。

グアテマラは、3人の従業員に関する3つの文書を提出する (para. 359)。一つは1人の従業員が既に法定の支払いを受けたこと、他の2つは従業員らの裁判所への不出廷を示す。

米国の編集により、第一の文書が、パネルにより労働法令の効果的執行の懈怠の証拠であると認定された事例に言及するものか分からない。しかし、米国がグアテマラの証拠へのアクセスを妨げる場合、パネルはこの対応性を推定すべきとする (para. 362)。その結果、パネルは、2人の従業員のうち1人について、裁判所命令の効果的執行の懈怠が復職請求の撤回の日まで継続したと結

論付けた (同上)。第二、三の文書に関し、パネルは、復職が個人的な手続であることは、当局の命令執行を継続する義務を減じないとした (para. 361)。

グアテマラが提出した文書は、憲法裁判所の命令により復職命令が有効となってから約18カ月後のものであり、その期間中の効果的執行の証拠は存在せず、措置採用の懈怠に対する正当化事由もない。よってパネルは、グアテマラが、2人の従業員に関し、復職命令の効果的執行を怠ったとした (para. 363)。

④ Fribo

米国は以下のように主張する (para. 364)。2009年4月に労働裁判所は Fribo が組合の結成に関与した24人の従業員を解雇したと認定し、2009年7月に24人のうち15人の従業員が復職したが、遡及的給与及び利益が支払われず、また多くの従業員が賃金の低い役職に配置され、並びに、同社に対する罰金の増額のためにその問題を公的機関に付託する措置がとられなかった。また2009年8月に、同社が給与及び利益の一部を支払い、またグアテマラの担当官が従業員に少額の支払いを受入れるよう促し、何人かの従業員はそれで請求の解決に合意した。

米国は、2014年の5人の従業員による共同供述 (joint/collective statement)、2010年の3つの宣誓供述 (para. 365)、宣誓供述した2人の従業員による2010年の第二供述書、第一審裁判所による24人の従業員に関する2009年4月の復職命令 (para. 368)、15人の従業員が復職したことを示す2009年7月の裁定文書、最後に、グアテマラが体系的に労働法令の遵守をしていないと主張する、MSICG (農場労働組合及び連合の傘下組織とされる) の代表による2015年2月の宣誓供述を提出した (para. 369)。

5人の従業員による共同供述は、どの供述者のどの範囲での記憶を表明するかの評価が困難な、集団的な供述である。しかしパネルは、その供述が、他の供述と一貫性を有し、労働法令違反を認定する復職命令が2009年4月に発せられたと推定させる他の証拠とも一致していると判断する (para. 370)。供述した7人の従業員がその命令に含まれ、2010年7月に他の8人の従業員とともに復職した。裁定文書によれば、その時点で15人が復職し、各従業員に復職後10営業日以内に支払いが行われた。供述した4人の従業員は、2009年8月に、従業員らが復職して以降の働いた日数に応じた金額の支払いを受けたと述べた。この支払が、請求の自発的解決であるという証拠はない。この証拠は、復職命令の未執行が、労働者が供述した2014年まで継続していたことを示唆する。裁定命令によって支払いを受けた他の3人の従業員は、供述日までに支払いを受

けていないと述べた。

これらの7つの事例に関し、パネルは、復職命令が発せられて1年後（3名）又は5年後（4名）、グアテマラの労働裁判所は命令を執行していないと結論付けた（para. 371）。

2009年7月の裁定文書は、その日までに15人の従業員が復職していないことを確認する。したがって、パネルは、雇用企業が15人の従業員に関する2009年4月の復職命令を、3カ月以上に渡り遵守しなかったと結論付ける（para. 372）。

グアテマラは、（1）元従業員が Fribo からの支払いを受け入れ、（2）元従業員らが請求を自発的に解決した場合に、追加の罰金等の更なる措置をとらないと決定することは、16.2.1 (b) が規定する、優先する政策への資源の配分と調和すると主張する（para. 373）。また、グアテマラは、当局による執行の懈怠は、Fribo の支払不能により正当化されるとも主張する（同上）。

雇用企業の支払不能は、更なる執行措置が従業員に対し有効な救済を提供しそうな場合に、当局による執行措置の中止を正当化しうる（para. 374）。パネルは、裁判所がこの観点から執行を中止したかに関して判断するための Fribo の財政状況に関する十分な情報を有していない。当局による労働法令の不執行という合理的裁量行使の立証責任はグアテマラにある。よってパネルは、Fribo の操業停止に基き命令の不執行が正当化されると結論付けることはできない（para. 374）。

パネルは、従業員が雇用企業及び執行当局からの不当な影響なしに自らの請求を自発的に解決した場合に、労働法令を執行する当局による執行措置の停止が正当化され得ると指摘する（para. 375）。しかし、従業員と雇用企業との間の解決は、解決の前になされた執行命令の当局による執行懈怠を遡及的に正当化しない。一般的に執行は、遅滞なく、交渉の遅れとは独立して行われるべきである。本件での2009年8月の解決は、裁判所の2009年4月に発せられた命令の執行の懈怠、及び雇用企業によって2009年7月の裁定の後10営業日以内になされるべきであった支払いの懈怠を正当化しない。

したがって、パネルは、15人の復職及び7人の従業員に関する遡及的給与の支払いに関する裁判所命令の Fribo に対する遵守をグアテマラが怠ったり、同国が労働法令の効果的な執行を怠ったと結論付ける（para. 376）。

⑤ RTM (Representaciones de Transporte Marítimo, S.A)

米国は以下のように主張する（para. 377）。2010年8月に労働裁判所は、

RTM が組合結成の企図及び同社との調停手続の開始を理由に12人の従業員を解雇したと認定し、2014年5月までに、同社は6人の従業員の復職、遡及的給与等の支払を行わず、4人に関する2010年8月の裁判所命令について、RTMは罰金の支払いを怠たり、及び、裁判所はその違反を刑事手続に付さず、不遵守に対し罰金を増額しなかった。

米国は、2014年5月の復職命令を伴う6つの供述 (para. 378)、2010年8月のRTMに対する12の復職命令 (para. 379)、4つの手続に関する有効な復職命令の存在を示す法律家の報告書 (para. 380)、上訴手続の状況を示す図表 (para. 381) を提出した。

米国が提出した証拠は、RTMによる労働法令の違反を認定するいくつかの復職命令が2010年に発せられたとの結論を根拠づける。供述した6人の元従業員はその復職命令に服するが、2014年までに復職しておらず、遡及的給与等の支払を受けていない。この結論は、法律家の報告書によっても補強される (para. 382)。

グアテマラは、米国が提出した証拠に反論する証拠を何ら提出しなかったが (para. 383)、米国が提出した法律家の報告書が、4つの事例に関し、追加の罰金を科す又は刑事訴追のための要件を満たさないと指摘したことに留意した (para. 384)。またグアテマラは、その報告書が、復職が有効に試みられなかったため、雇用企業は不遵守の状況にあるといえず、裁判所は更なる措置をとる理由がなかったと述べることを指摘する (para. 383)。

パネルはこの主張を退け、同報告書は、そうした手続が「第一審裁判所による過度の遅滞、及び、復職命令を執行する手続の事実上の停止により」、有効に試みられなかったと述べており、このことは、労働法令執行の不作为を明らかに構成するとした (para. 385)。

⑥ Alianza

米国は以下のように主張する (para. 386)。2010年3月に労働裁判所は、Alianzaとの集団的紛争 (collective conflict) の解決のため調停手続を開始した33人の従業員を同社が不当に解雇したと認定し、同社はそれらを復職させず、30人の従業員は少額での解決に署名し、残る3人は復職しておらず支払いも受けていない。

米国は、2014年の5つの供述書 (para. 387)、集団的紛争の申立に関する2010年3月の裁判所への請願 (para. 392)、2010年3月の復職命令 (同)、2013年3月の第二の裁定文書 (para. 393) を提出した。

供述書の著者のうち一人は、支払いを受け入れる前の2012年までに、支払いはなかったとする。この従業員の氏名は、2010年3月の復職命令で示されている。よって、パネルは、1人の従業員に関し、復職命令発出から2年それが執行されなかったと結論付けた (para. 395)。しかし、供述した他の2人の従業員が復職していないこと、その2人が完全な額の支払いを受けていないことに関しては、その供述が2010年3月の解雇に関係せず、いかなる裁判手続にも言及しておらず、復職命令の添付もなく、また2010年3月の復職命令にも2人の氏名の記載がないことから、そのように結論付けることはできないとした (同上)。

5つの供述書の内の一つは、Alianzaの約33人の従業員が集団紛争開始直後に解雇されたこと、及び33人のうち約30人が同社からの少額での解決を受け入れたことを確認した (para. 397)。しかし、その供述には情報源が含まれず、パネルは供述を根拠づける情報が不完全であるとした (同上)。

グアテマラは、従業員による解決への署名は、労働裁判所による更なる措置の不採用を正当化すると主張する (para. 400)。パネルは、一定の状況下で当事者間の解決は執行措置の停止を正当化し得、協定16.2.1 (b) の下での正当化が可能であるが、この点に関する立証責任はグアテマラにあるとする。元従業員の供述は、解雇の2年後に少額での解決策を受け入れたというものである。このことは、解決策への合意以前の執行措置の懈怠を正当化しない。グアテマラは、裁判所による遵守強制の懈怠を正当化する証拠を提出しなかった。

⑦ Avandia

米国は以下を主張する (para. 401)。2006年11月に労働裁判所は、Avandiaによる9人の従業員の不当な解雇を認定し、2007年8月に同社は9人のうち2人を復職させたが、賃金の低い役職に割り振り、裁判所は不適切な復職に関する従業員による後の申立に取り組みず、7人は未だに復職していない。

米国は、Avandiaの従業員の法律顧問による供述書 (para. 402)、6つの裁判関連文書を提出した (para. 403)。

パネルは、法律顧問の供述の信頼性には若干の疑いがあるが、その供述が裁判関連文書と対応しており、2007年7月の命令はその日までに9人の従業員が復職していないことを確認し、2007年7・8月の命令と申立は供述に更なる確証を提供するとした。パネルは、2006年11月にAvandiaのGLC違反を認定する命令を労働裁判所が発したことを推定する十分な証拠が存在し、2007年7月までに復職命令は執行されておらず、同日9人の復職を指示する他の命令が発

せられたが、2007年8月までに2人は元の役職に復職せず、2006年11月の命令に従った適及的給与が支払われていないと認定した (para. 404)。

パネルは、グアテマラの労働裁判所が、9人の従業員に関する2006年11月の命令を2007年7月(2人については同年8月)までに未執行であると結論付ける (para. 405)。グアテマラは、この結論と矛盾する証拠を提出しなかった。よってパネルは、労働裁判所がこれらの従業員に関し労働法令の効果的執行を怠ったと結論付ける。

⑧ Solesa

米国は以下のように主張する (para. 406)。2010年11月に労働裁判所は、Solesaによる同社との調停手続開始を試みた従業員49人の不当な解雇を認定し、上訴審が31人の従業員に関する命令を支持し、2011年4月に上訴審が従業員の復職及び支払いを命じ、2014年までに同社は21人の従業員を復職させず、裁判所は同社に対する罰金を増額せず、刑事的手続のために関係省庁にその問題を付託しなかった。

米国は、Solesaによる従業員の不当な解雇、及び、労働裁判所による命令の不執行を申立てる8つの法的請願・請求 (para. 407)、2つの供述 (paras.414-416)、及び2010年11月の復職命令の不遵守を示す2つの裁判所命令 (para. 417) を提出した。

米国は多数の法的資料を提出したが、2010年11月の復職命令の原版をパネルに提出しなかった (para. 419)。米国は口頭弁論終了後にそれらを提出することを希望したが、グアテマラは時宜の観点から異議を申し立て、パネルはこの申立を認めた (同上)。

パネルに復職命令は提出されていないが、その命令が存在し未執行であることを示す多数の法的請願・請求、及び組合の職員と組合の評議員 (council) と思われる人物による供述が存在する (para. 420)。しかし、その請求や請願は単なる申立の陳述 (statements of allegations) であって、請求や請願の作成者の個人的な理解を示すものではない (para. 421)。

これらの法的文書の内、2012年6月の請願は、31人の従業員が解雇され、復職命令が未執行であることを示す (para. 422)。関与した従業員の数に関する他の証拠は、宣誓供述と米国が組合の評議員と述べる人物の供述である (para. 423)。前者の供述は編集されており、パネルは従業員の数が確認できない。第二の供述は23人を列挙するが、パネルはこの人物が組合の評議員であると供述の文面から確認できない。また、この供述が Solesa の従業員に言及す

るかも文面上確認できず、さらに、この供述の作成者がいかにして事例の状況を知ったかに関する証拠もない (para. 423)。

よってパネルは、裁判所命令が提出された2名の従業員の他に、何人の従業員が解雇され、復職を命じられ、そして復職していないかを正確性をもって結論付けることができない (para. 424)。パネルは、2010年11月の2つの復職命令の効果的執行を労働裁判所が怠ったと結論付ける。グアテマラはこの結論に反論する証拠を提出しなかった (para. 425)。

⑨結論

証拠はグアテマラによる労働法令の効果的執行の懈怠を根拠づける (para. 426)。証拠は、当局が裁判所命令の執行を怠ったことを示す。裁判所は、組合活動のために解雇された従業員の復職、及び、命令の遵守を怠る又は拒む雇用者に対する、裁判所命令の執行及びその遵守確保に特別且つ直接に責任を有する。また雇用者は、裁判所が科した罰金の支払いを怠った。雇用者に対する裁判所による効果的執行の懈怠は、雇用者が労働法令の不遵守に責任を有さないということを示した。

よってパネルは、グアテマラが8つの職場の74人の労働者に関し、協定 16.2.1 (a) の意味における労働法令の効果的な執行を怠ったと結論付ける (para. 428)。

(2) 一連の作為・不作為の継続又は反復の有無

米国は、グアテマラ労働裁判所が復職及び賠償命令の執行を繰り返し怠ることは、16.2.1 (a) が意味する「一連の作為・不作為の継続又は反復」を構成すると主張する (para. 429)。グアテマラは、GLC の違反が一定の企業にしかみられないこと、違反が問題となる企業で反復されなかったこと、及び、該当期間の違反の数が、一貫した又は繰り返された行為又はパターンを反映する結合を証明するには不十分であるとする (para. 429)。

パネルは、訴訟経済の観点から、この問題に対し確定的な結論を得る必要はないとする (para. 430)。暫定的にパネルは、認定した執行の懈怠が、一連の作為・不作為の継続又は反復を構成すると証明されてきたことのみを結論付ける (同上)。

パネルは、米国によって証明された執行の懈怠は、作為・不作為の「継続又は反復」に当たると考える (para. 432)。しかし、これによりグアテマラが 16.2.1 (a) の義務に違反したと結論付けることはできず、グアテマラの執行の懈怠が「一連の」作為・不作為の継続又は反復を通じて行われたかをパネルは

認定する必要がある。

「一連の作為・不作為の継続又は反復」は、(i) 十分な類似性を示す繰り返された行為、及び(ii) 十分な一貫性を有する延長された行為により構成される。よってパネルは、問題の執行の懈怠が、互いに十分な類似性を有するか、及び、時間的・場所的な十分な接近性を有するかを検討する (para. 433)。

認定過程でパネルは、懈怠の数、効果的執行の懈怠の期間、及びそれらが生じた時間と場所の間隔・距離に注目するが、執行懈怠の他の特徴にも照らして解釈されなければならないとする (para. 434)。明らかに多数の懈怠が存在したとしても、類似の執行事例の全体のうち少数を構成する場合には、それらは相対的に少数派で、機能的な行政機関のコントロールを越えた突飛な行動と判断されるべきである。逆に、執行の懈怠が「一連の」作為・不作為といえるためには、行政機関による全体の行為の代表である必要や、体系的で普及している必要はない (para. 435)。

パネルは、執行の懈怠が一連の行為であることを決定する単一のテストは存在しないとしつつも (para. 436)、この問題への回答を助けるいくつかの所見を述べた。

第一に、執行懈怠の事例を関連付けるいくつかの要素があるとする (para. 437)。例えば、執行懈怠を基礎づける故意、又は、特定の部門、雇用者、及び労働者の権利への執行措置に対する偏り、執行懈怠を生ずる組織的指示及び慣習や実践の存在は、その懈怠が一連の作為・不作為を構成するとの判断を根拠づけ得、また、効果的執行の一連の反復又は継続は、組織的な能力又は政治的意思の欠如を反映し得る。ただし、こうした要素の存在が、執行懈怠は一連の作為・不作為であるとの結論を必ず導くものでもない (para. 438)。

第二に、複数の作為・不作為が一緒になって一連の関連する行為をなす場合には、それらは、そのような懈怠が将来の同様の状況下で相当の頻度で繰り返され得ると、観察者が結論付ける理由を与える (para. 439)。しかし、このことは、一連の作為・不作為の証明のために、申立国が将来の行為の予測可能性を証明することを示唆するものではない (同上)。

パネルは、執行の懈怠間の関連を示す上記要素に関する証拠を有していない (para. 440)。しかしパネルは、異なる執行の懈怠間にいくつかの類似性があり、そのような類似性が「一連の」の認定を根拠付ける可能性があることに留意する。証拠は、8つの職場の74人の従業員を侵害する裁判所命令の執行懈怠が、最長で約6年間 (ITM 及び NEPORA) 継続したことを示す。8つ

の職場の内 5 つでの懈怠は、法令の複数の違反に当たる。またパネルは、GLC の厳格性に鑑み、上記の懈怠が一連の作為・不作為を構成するとの認定を示唆するとする (para. 441)。

GLC により要求される措置の厳正さと義務的な性質から考えると、労働裁判所の義務と履行との間の重大な欠陥は、その懈怠が個別の行為以上のものでありそうだということを示唆する (para. 442)。この示唆は、被申立国が、複数の事例かつ高確率で裁判所命令の遵守を怠っていたことを示す統計によって補強される (同上)。

パネルは、「一連の」の文言が作為・不作為の特定の頻度を示唆すると解しないが、第一の事例の開始とパネル設置要請日までの 5 年間の懈怠の数は、将来における執行の懈怠の十分な可能性を示す一連の行為又は行動様式をパネルが認識することを可能にする印象を与えるとした (para. 443)。

パネルはこの問題を確定的に解決する必要はなく、問題となる執行懈怠の事例が一連の作為・不作為の継続又は反復であるとの論証上の前提 (*arguendo basis*) を受け入れるとした (para. 444)。

(3) 締約国間の貿易への影響の有無

パネルは、グアテマラの労働法令の効果的執行の懈怠が、「両締約国間の貿易に影響を与えるような態様」であったかを検討する (para. 445)。

米国は、それらの懈怠が企業に対し GLC 遵守のコストを免れさせ、よって、労働コストを不適切に減ずることで利益を得ることを可能にしたと主張する (para. 446)。米国が主張するのは、当該企業が、(1) 従業員への賃金・利益、及び関連する罰金を支払うコスト、(2) 労働組合の支援を得て、非組合員の従業員よりも高い賃金及び労働条件を主張するコスト、及び GLC の執行メカニズムにアクセスを有する従業員に関連するコスト (組合コスト; *unionization costs*) である。

それに加え米国は、グアテマラの輸出企業も、船積企業に対する労働法令の効果的執行の懈怠の結果、コスト削減の利益を享受すると主張する (para. 447)。さらに米国は、特定の企業に対する不遵守が部門間への波及効果を有する可能性があるとして主張する (同上)。

他方で、グアテマラは、米国はいかなる貿易効果も特定しておらず、そうした効果がグアテマラの申し立てられた懈怠によって生じたことも立証していないと主張する (para. 448)。

パネルは IV .4. で示した判断枠組に従い、船積企業、アパレル企業、ゴム生

産企業の各々の雇用者が、貿易に影響を与えるような態様で労働法令の効果的執行を怠ったかを検討した (para. 450)。

①船積企業 (ITM, NEPORS, ODIVESA, RTM)

米国は、4つの船積企業に対する裁判所命令の遵守強制的懈怠により、それらの企業が従業員を復職させるコスト及びそれらに賠償するコスト、及び罰金を支払うコスト、並びに組合コストの支払いを免れたと主張する (para. 451)。

4つの船積企業はケツァール港で操業していた。米国がパネルに提出したグアテマラ政府の報告書によれば、その港で操業する輸出企業は、港湾を運営する準政府企業との契約の下でサービスを提供していた (para. 452)。

米国の請求は、船積企業の顧客（輸出企業）の競争条件に関する執行懈怠の効果に関するものである。実際に、米国は、グアテマラによる執行の懈怠は、「船積企業の料金、それゆえ、それらのサービスを使った輸出商品の競争条件」を変更すると主張する (para. 453)。

パネルは以下の点を検討する (para. 454)。(1) グアテマラの輸出企業がケツァール港から関連する時期に他の協定締約国に対し輸出したか、(2) 労働法令の効果的執行の懈怠により影響を受けた船積企業が輸出企業にサービスを提供したか、(3) 船積企業のコストが労働法令の効果的執行の懈怠により減じられたか、(4) コスト削減が輸出企業の間で比較優位を構成するのに十分な範囲で継続し、よって競争条件に影響したかである。

パネルは、最初の3点に関しては推定しうる幾らかの証拠を有するが、米国は4点目を立証していないとする (para. 455)。

米国が提出した税関による貿易データから、パネルはグアテマラの輸出企業が関連する時期にケツァール港から他の協定加盟国に輸出していたと結論付けた (para. 456)。

船積企業が輸出業者に対してサービスを提供していたかに関し、NEPORS以外に、他の船積企業が他の協定加盟国の輸出のためにサービスを提供していた証拠がないとして、パネルは、他の船積企業における効果的執行の懈怠がグアテマラの輸出企業に影響を与えるとの結論は推定レベルにとどまるとした (para. 457-61)。

次に、グアテマラの輸出業者が、船積企業に対する労働法令の効果的執行の懈怠から生じた比較優位により利益を得たかの論点に移る (para. 462)。米国は、グアテマラの労働法令の執行懈怠が、船積企業の料金を変更し、よって輸出商品の競争条件を変更したと主張するが、船積企業に対する労働法令の効果

的執行の懈怠から生ずる輸出企業のコストへの影響に関する証拠を提出していない。むしろ米国は、「船積企業に関する競争条件の変更は必然的に締約国間の貿易に影響を与える」と主張し、輸出企業に対する比較優位は、船積企業に対する労働法令の效果的執行の懈怠から生ずる必然的な帰結と主張する。

パネルは、これらの帰結がパネルが有する証拠から必然的に導かれるとは考えない (para. 462)。第一に、効果的な執行の懈怠の結果としてグアテマラの輸出企業が得るとされるコスト削減が、比較優位を与えるのに十分であったと認定しうる証拠がない (para. 463)。また、協定の締約国に対しケツァール港から輸出する企業の全体的なコストのうちで荷役コストが占める割合に関する証拠もない。よってパネルは、労働法令の效果的執行の懈怠が、グアテマラの輸出企業に対して比較優位を与えたと結論付けることはできない (同上)。

第二に、船積企業に関するコスト削減が、グアテマラの輸出企業の競争条件に影響を与えたとする十分な証拠がない (para. 464)。パネルには料金の請求や、船積サービスがケツァール港の輸出企業に提供される際の条件、関連する時期の同港にある船積企業同士の競争を示す証拠は提出されていない。こうした証拠の欠如は、船積企業へのコスト削減の影響が顧客にも及んだとの推定を根拠づけない (同上)。よって米国は、ケツァール港の船積企業に対する労働法令の效果的執行の懈怠が、貿易に影響を与える態様であったことを証明していない (para. 465)。

②アパレル企業 (Avandia, Fribo, Alinza)

パネルは、3つの雇用者が、関連する時期に、協定の枠組内での貿易に従事したことを立証し、グアテマラは何ら反論のための証拠を提出しなかったと結論付けた (para. 468)。

次に、パネルは、労働法令の效果的執行の懈怠によりいかなる効果がそれら企業に生じ、及び、その効果がそれらの企業に対して比較優位を与えるのに十分な規模及び期間であったかを検討する (para. 469)。米国は、グアテマラによる労働法令の效果的な執行の懈怠が、GLCの遵守に関連するコストを逃れさせたと主張する (para. 470)。

パネルが有する証拠は、3つのアパレル企業が、復職していない従業員に対する遡及的給与の支払い、及び不当な解雇に対する罰金の支払いコストを免れたということ立証する (para. 471)。しかし、労働裁判所の判決に従って従業員に対して負う全体の金額に関する証拠はパネルに提出されていない。さらに、各企業の全体の労働コストに関係したそれらの金額の重大性の証拠も存在

しない。パネルは、罰金や賠償の未払いが、それ自体でアパレル企業に比較優位を与えると結論付けることはできない (para. 471)。

次に、これらの企業が組合コストを免れたかを検討する (para. 472)。証拠は、裁判所が、雇用者による従業員の解雇を認定後、GLC 違反を救済する命令の執行を怠ったことを示す。

米国は、グアテマラが、裁判所命令の遵守を強制すること、及び、不当に解雇された従業員の復職と賠償を確保すること、また、雇用者に適切に罰金を科さなかったことで、雇用者は、労働組合がない場合に比べ、労働組合を通じてより高い賃金と労働条件を主張することができる労働者に関連する、また、労働組合の支援を通じてグアテマラ労働法令の執行メカニズムを利用できる労働者に関連するコストを免れ、グアテマラ労働法令の効果的執行の懈怠が競争条件に影響を与えたと主張した (para. 473)。

米国の主張は2つの提案を含む (para. 474)。第一に、労働法令の執行懈怠は、高い賃金や労働条件を主張し、及び労働法令の執行メカニズムを利用するための、労働者の組合を結成する能力を奪った。第二に、これにより雇用者の労働コストが競争条件に影響を与えるのに十分な程度で緩和された (同上)。

組合を組織しようとして解雇され、その後法的救済が否定された3つの企業の従業員が、組合参加の能力を奪われたことは明らかである。しかし米国は、それらの解雇が、同じことを試みる他の従業員の能力、又は、組合を組織し集団交渉する他の従業員の能力に対して有する影響に関し、証拠を提出していない (para. 476)。

代わりに米国は、従業員による組合の組織の試みに対し、企業が従業員を解雇したと各事例で裁判所が認定したことに留意する (para. 477)。米国は、労働コストが機能的な組合や集団的労働協定に関連し、よって雇用企業は従業員の組合を組織する試みに対し雇用を終了させたと主張する。この観点から、米国は、関連する因果関係が問題となる行為の性質から自動的に導かれるということを示唆するようである (同上)。

第一書面申立て米国は、遵守に関するコストを免れることと、競争条件に影響を与えることを同等視した (para. 478)。このことは、貿易に従事する雇用者の労働コストに関するいかなる効果も、競争条件に影響を与えるのに十分であることを示唆する。パネルからの質問に対する返答の中で米国はこの立場をより明確にし、「(本件手続の請求主題である)労働法令の性質から、それらを執行しないことで、グアテマラ企業が周辺コストを減らすこととなるため、競

争条件に変化が生ずることは明らかである」と述べた。米国のこの立場は、労働法令の效果的執行の懈怠の全てが、その懈怠が貿易を行う雇用者に影響を与える範囲で、貿易に影響を与える態様となりうることを示唆する（同上）。

パネルは米国の手法に同意しない（para. 479）。申立国は、パネルに提出された証拠に照らして合理的に予想される労働コストの効果が、比較優位を与えるのに十分であることを証明する必要がある（para. 480）。

アパレル企業に関するそうした効果の証拠がないため、パネルは、問題となる懈怠が行われている状況で、それが団結・団体交渉する従業員の労働力を必然的かつ実質的に害する場合にのみ、そうした効果の存在を推定しうる（para. 481）。

パネルは、一般的な問題として、雇用者による報復的な解雇が、従業員の組合の組織及び団体交渉権への重大な脅威を与えることに留意する（para. 482）。組合の組織者や支持者への報復的な解雇は、組合の組織又は参加が従業員に対する重大な経済的帰結をもたらす危険があるとの明確なメッセージを送る傾向がある（同上）。

パネルは、報復的解雇に対する法令の執行懈怠により、雇用者を従業員の団結・団体交渉権行使に対して威嚇できる立場に置く可能性を認識する（para. 483）。このことは、職場で進行する団結の危険を引下ることで、雇用者に比較優位を与える可能性がある（同上）。

しかし、このことは、そうした帰結が、団結権・団体交渉権に対する労働法令の效果的執行の懈怠の存在により常に生ずることを意味しない（para. 484）。そうした懈怠が、権利を行使する従業員の能力を実質的に奪うか否かは、事例の状況に照らして判断されるべきである。その際には、解雇された従業員の数、解雇のタイミング、労働組合の指導者の解雇の有無、法的救済が執行されずにいた期間のような事実的状況が判断の指標となり得る。これらの事実が全て提出された場合に、団結権が実効的に奪われたと結論付けることができる（para. 484）。ただし、重大な違反に対する救済の懈怠の帰結が明白であり、更なる証拠を必要としない状況が存在し得、パネルはそうした執行の懈怠を貿易に影響を与える態様であったと結論付けることができる（para. 485）。

パネルは、グアテマラによる労働法令の效果的執行の懈怠が、アパレル企業の従業員の団結権に影響を与え、雇用者の競争条件に影響する雇用企業のコストに影響を与えたかを検討する（para. 486）。

Avandia は、従業員による団体交渉の試みに対し、9人の従業員を解雇した

(para. 487)。これらの従業員は、組合形成に関する委員会を構成していた。つまり同社は、組合が団体交渉を開始しようとした際に、委員会の構成員を解雇した。裁判所はこれを認識し従業員の復職を命じたが、命令はその後9カ月に渡り執行されなかった。証拠の記録にこの懈怠への正当化事由は存在しない。団体交渉の開始の試みに対するこの規模での組合指導者の解雇は、雇用企業の従業員に、雇用企業は団体交渉を試みる者に重大な経済的損害を加えるとのメッセージを必然的に送る。結社の自由の重大な侵害に対する早急な救済の明確で詳細な義務があるにもかかわらず、裁判所は実効的な執行措置をとらなかった。こうした状況では、グアテマラの労働法令の効果的執行の懈怠が、従業員による団体交渉のリスクを効果的に排除することで、Avandiaに必然的に比較優位を与えたとパネルは結論付ける用意がある(同上)。

他方でパネルは、提出された証拠が、Friboに対する労働法令の効果的な執行の懈怠による競争条件の変更を立証しないと考える(para. 488)。Friboは団体交渉を開始しようとした従業員を不当に解雇し、裁判所は従業員の復職を命じたが、従業員が組合の指導者であるとの証拠は存在しない。パネルは、更なる情報なしに、Friboに対する復職命令の執行の遅滞、及び、従業員に対する支払命令の執行懈怠が、従業員の団結・団体交渉に対する能力を実質的に侵害し同社に比較優位を与えたと結論付けることはできない(同上)。

Alianzaに関してもパネルは同様の結論に至る(para. 489)。パネルはAlianzaに関し1人の従業員に対するグアテマラの労働法令の効果的執行の懈怠を認定した。しかし、パネルは、1つの効果的執行の懈怠が、同社に十分な比較優位を与えるように従業員の団結権・団体交渉権を実質的に侵害したと結論付けることはできないとした。

3つのアパレル企業に対する労働法令の執行の懈怠が、他の企業に企業によるGLC違反を誘引したとの米国の主張を根拠づける証拠はない(para. 490)。

よってパネルは、グアテマラによるAvandiaに対する裁判所命令の効果的な執行の懈怠のみが同社に比較優位を与えたと結論付ける(para. 491)。

③ Solesa

パネルは、Solesa及び他の企業が、関連する時期に協定下で貿易を行ったかを検討する(para. 492)。米国は、従業員による1つの主張(assertion)を提出したが、この証拠は同社の協定締約国間での貿易への従事を示していない(para. 493)。

こうした状況下で、同社に対する労働法令の効果的執行の懈怠が貿易に影響

を与えたといえるためには、この懈怠がグアテマラのゴム製造部門に対し広範に影響を有したことを認定する必要がある (para. 495)。しかし、米国はそうした波及効果の証拠を示さず、また、その効果の存在を推定する証拠も提出していない (同上)。

証拠は、Solesa に対する労働法令の効果的執行の懈怠が、同社に対して比較優位を与えるのに十分な効果を有したと立証しなかった (para. 496)。証拠には、Solesa の全体の労働コストに占める賠償コストの規模に関する証拠がない。証拠が示す執行の懈怠は 2 人の個人にのみ関係するが、その個人が組合の指導者であることを示していない。解雇の文脈及び解雇が組合の結成に対して有する効果に関する情報が欠如しており、パネルは、裁判所命令の執行の懈怠により同社が組合コストを免れたと結論付けることはできない (para. 496)。

(4) 結論

パネルに提出された証拠は、Avandia に対するグアテマラによる労働法令の効果的な執行の懈怠が、同社に対し比較優位を与えることを証明したが、その他の 7 つの企業に対してはこれを証明しなかった (para. 497)。このことは、締約国が協定 16.2.1 (a) の義務に違反したと結論付けるために、何を立証すべきかという論点を提起する。つまり、申立国が、被申立国による複数の場面で労働法令の効果的執行の懈怠を立証し、それらの懈怠が一緒になって一連の作為・不作為の継続又は反復を構成することを立証したが、そのうち一つのみが貿易に影響を与える態様であることが示された場合に、申立国は 16.2.1 (a) の違反を立証したといえるかである (同上)。

条文は 4 つのフレーズから成る (para. 499)。第一は、「締約国は自国の労働法令の効果的な執行を怠ってはならない」という基本的な義務を規定する。次の 3 つは、特定の方法でその義務を制限する。よって、締約国の労働法令の効果的な執行の懈怠は、それ自体のみでは 16.2.1 (a) の下での義務に必然的に違反するわけではない。その懈怠は、第一に、「一連の作為・不作為の反復又は継続を通じ」て、第二に、「締約国間の貿易に影響を与えるような態様」で行われ、第三に、「協定の発効の日の後」のものでなければならない (同上)。

グアテマラによれば、労働法令の効果的執行の懈怠を禁ずる義務を制限する規定 (qualifying provisions) は、「集積的な性質 (cumulative in nature)」を有する (para. 500)。米国は、それらの制限規定に関するグアテマラの解釈には反対したものの、その性格付けには反対しなかった。

パネルは、協定の目的に照らした用語の通常の意味に沿ったグアテマラの性

格付けに同意する (para. 501)。労働法令の效果的執行の懈怠が16.2.1 (a) に違反するためには、その懈怠は、作為・不作為の反復・継続であり、かつ、貿易に影響を与える態様で、かつ、協定の効力発生日以降のもでなければならない。

パネルは、効果的な執行の懈怠の複数の集合が、作為・不作為の反復又は継続であり、かつ、貿易に影響を与える態様となりうる方法を指摘する (para. 502)。一つは、それらの懈怠がそれぞれ貿易に影響を与える態様であり、その懈怠が纏まって互に関連する場合がある。他の一つは、個別の懈怠は貿易に影響しないが、その懈怠が、纏まって一連の作為・不作為の継続又は反復を構成し、その一連の作為・不作為の継続又は反復が、貿易に従事する企業に影響し、それらの懈怠が纏まって貿易に影響を与える態様となる場合である。

本件において、パネルは、グアテマラによる労働法令の效果的な執行の懈怠が、一連の作為・不作為の継続又は反復を構成することを論証上の前提として認定したが、同時に、それ自体が貿易に影響を有する一連の作為・不作為は (個別の懈怠の効果に関わらず) 認定しなかった (para. 503)。

反対にパネルは、Avandian のみに関して、労働法令の效果的な執行が貿易に影響を与える態様であると認定したが、その事例のみでは、一連の作為・不作為の継続又は反復を構成しない (para. 504)。さらに、パネルが、Avandia に対する命令の執行の懈怠が一連の作為・不作為を構成する組織的な行為であることを示す、また時間的に十分な一貫性を有すると結論付けるための証拠は提出されていない。

要するに、パネルが認定した事実は、上記のどの方法によっても16.2.1 (a) が規定する柱の内一つを満たさず、同条の違反を立証していない (para. 505)。グアテマラの労働法令の執行懈怠を集合的にみた場合に、それらは一連の作為・不作為の反復又は継続であることを示すが、貿易に影響を与える態様の行為ではない。パネルが認定した一つの事例における貿易に影響を与える労働法令の執行の懈怠をそれ自体のみでみると、それは一連の作為・不作為の継続又は反復ではない。16.2.1 (a) の集積的な性格を考慮すると、パネルは、事実の基盤 (factual matrix) に基づいて違反を認定できない (para. 505)。

上記の理由から、パネルは、組合の組織及び団体交渉に従事し解雇された従業員に対する裁判所による復職命令に関するグアテマラによる労働法令の效果的執行の懈怠について、米国が16.2.1 (a) の違反を立証しなかったと結論付ける (para. 507)。

3. 適切な査察の実施等の懈怠

米国の第二の請求は、グアテマラの総合労働監督所の監督官の行為に関連する (para. 508)。米国は、第一に、監督官は、(a) 受入れ可能な労働条件に関する法令違反についての申立に応じた査察をしなかった、又は (b) 適切に査察を行わなかったため、雇用者の法令違反の識別を不可能にしたとし、第二に、監督官は罰金を科すこと又は雇用者の法令違反認定後の監視を怠ったと主張した。

(1) 不適切な査察等の懈怠による労働法令の効果的執行の懈怠の有無

① コーヒー農場

米国は、2006年以降、70のコーヒー農場の従業員が、労働省に対し共同で、最低賃金、不当な待遇、及び職場の健康・安全に関する80以上の申立を提起したと主張した。米国は、第一に、これらの申立にも関わらずグアテマラが職場の査察を怠ったと主張する (para. 520)。それに加えて、米国は、2008年後半又は2009年前半に、監督官は、特定のコーヒー農場による最低賃金の未払いを認定したが、労働省が遵守を促す「更なる措置」をとらなかったと主張した (para. 521)。

米国は、Las Delicias で働いていた5人の共同供述に主に依拠する (para. 522)。また米国は、El Campamento で働く1人の供述、El Faro で働く1人の供述を引用した。加えて米国は、2008年8月のMSICGによる申立を証拠として提出した (para. 523)。その申立は、61の職場における最低賃金の未払い等を主張し、これらの主張を確認する査察の実施を労働省に要求した。米国は、この申立に対する労働省の対応に関する証拠も提出した (para. 524)。これには2008年9月のMSICGによる第二申立を含む。その申立は、労働省がMSICGとの合意に反し、記者会見で査察の実施を公表したことを示す。同様の供述が複数の供述人によってなされた (para. 525)。供述人の一人 (ZZZ) は、2008年8月の申立に対応するための計画を立てるMSICGと労働省との間の会合に出席したと述べ、労働省が査察前に査察の実施を報道陣に公表したと述べる。

グアテマラは、匿名の供述は信用できず、MSICGの申立だけではその申立への対応の証拠とならないと指摘した (para. 526)。他方で、グアテマラは、MSICG申立に適切に対応したことを示すため、査察の概要を示す報告書及びMSICG申立に応じて行われた査察に関する2つの報告書を提出した。さらに、監督官による従業員へのガソリン代請求の主張に対し、ガソリン代の支出

を示す会計監査事務所の帳簿を提出した。また、2012年から2014年に行われた Las Delicias での査察に関する証拠を提出した (同上)。

それに対し、米国は、従業員の供述はその詳細が MSICG 申立により確認できるため信用できると主張した (para. 527)。査察概要に関する証拠は、特定の雇用者が特定の日に法令を遵守していることのみを示し、米国の請求への反論には不十分であるとした。さらに米国は、査察が MSICG との協力なく行われ、雇用者が事前の警告を得たことを示す追加の匿名の供述を提出した (同上)。その他の供述者は、特定の農場で査察は全く行われなかったと述べた。また米国は、農業部門における査察に関するグアテマラの主張は、国際機関の認定と反すると主張する (para. 529)。Las Delicias での査察に関する証拠に関し、米国は、査察後の法令違反の継続を示す労働者による匿名の供述を提出した (para. 530)。

抗弁書でグアテマラは、米国が依拠する匿名の供述は説得的でないとして繰り返し、供述の内の一つは、その個人が知識を有しない事象を供述していると指摘した (para. 531)。さらに、コーヒー農場の査察の概要を却下しようとする米国の試みは無駄であると主張する。グアテマラは、同国労働法は査察の際の組合との協力を要求せず、また、査察を事前に農場に知らせることは不適切ではないと指摘した。米国が国際機関の報告書に依拠することについて、グアテマラは、米国による特定の請求に関連性を有しないと述べた (同上)。

ここでの論点は、米国が、(1) 雇用者によるグアテマラ労働法令違反の認定を監督官に可能とするような適切な態様で査察がなされなかったことにより、(2) 労働法令の違反を認定した後に罰金を科すことを怠ったことにより、Las Delicias 又はその他のコーヒー農場における、労働法令の効果的な執行の懈怠を立証したかである (para. 532)。

i. Las Delicias 及びその他の農場

Las Delicias 及びその他の農場における査察が、米国が主張する態様であった場合、労働法令の効果的実施の懈怠にあたる可能性がある (para. 534)。米国は、査察の遅滞、従業員による監督官の旅費の支出、監督官による管理職及びそれが指定した従業員のみとの面会、及び、職場での実践の正確な把握を不可能にするその他の欠陥を適切に示した。

しかし、米国の主張は匿名の供述に基礎を置くため、パネルによる査察の実態についての信用ある認定を不可能にする (para. 535)。パネルには、供述者の動機や供述の方法がわからず、それらが供述者の自発的供述か誘導に基づく

のかもわからない。より重要なのは、その供述が出来事の完全な説明か部分的かを認定する文脈的な情報あまり含まず、供述の信頼性の評価を助ける確証が少ないことである。

米国が主に依拠するのは5人の共同供述であるが (para. 536)、共同供述は5人の理解の要約であり評価が難しい。従業員は、監督官による従業員へのガソリン代の要求、監督官による雇用者が出席した状態での従業員との面談を供述した (para. 537)。

監督官が供述のように査察を行ったとすれば、労働法令の效果的執行の懈怠といえる (para. 538)。しかし、供述者の匿名、集合的性質、日付やその他の詳細に関する曖昧さは、共同供述のみに依拠してそれをパネルが認定することを妨げる。米国は、違反の性質や申立の日付等の詳細を含むであろう供述中で参照される不服申立を提出しなかった。

パネルは、詳細な情報の提出がないことから、証言者の主張のみで、労働法令の效果的執行の懈怠を立証しないと結論付ける (para. 539)。

米国は、従業員の主張を確認する情報を提出するのはグアテマラであると主張するが、規則第65条は立証責任を申立国に課す (para. 540)。米国は、Las Deliciasの証人による供述の詳細は、最初のMSICG申立及びその後の申立によって確認されると主張する。その詳細とは日付、作業計画、及び賃金レートのようなものである。しかし、それらの確認が取れても、監督官の行為に関する主張の中心については確認が取れない。MSICGの申立はそれらの事柄の詳細を示さない。その他の匿名の供述も、供述者の動機や供述の方法、出来事の文脈を特定する詳細な情報がない (para. 541)。

ii. MSICG 申立てに関する請求

米国は、2008年8月のMSICG申立への政府の対応について知る組合代表者の3つの証言を提出した (para. 542)。組合代表者によれば、査察は、MSICGとの協力を怠り、対象となる農場に事前にその実施が知らされたため瑕疵があると主張する。さらに、米国は、最低賃金法及び労働条件に関する法令違反が査察後も継続したと主張した。

組合の指導者の供述はいくつかの点でそれぞれの供述と一貫する (para. 543)。供述は、労働省との会合で、査察における監督官とMSICGの代表との協力、及びそれらの計画の査察前の非公開に合意したと述べる。また、供述は、政府がその合意を破ったとも述べる。グアテマラもこの出来事に関して争っていない (同上)。

供述間に一貫性があり、グアテマラによる反対の証拠もないことから、パネルは、上記を事実として受け入れる (para. 544)。問題は、それらの事実が、労働法令によって要求される適切な査察の実施の懈怠、よって労働法令の効果的な執行の懈怠を立証しているかどうかである。パネルは、それらの事実がこれを立証していないと判断する (同上)。

グアテマラは MSICG 申立に応じて査察が実施されたことを示す証拠を提出したが (para. 545)、米国は査察が行われたことは争っていない (para. 546)。米国は査察が実施された事例は少なく、査察後も雇用者は不遵守を継続し、監督官が不遵守を認定した場合でも、雇用者を遵守に導く実効的な措置をとらなかったと主張する (para. 548)。

米国は、コーヒー農場の従業員が査察後の労働法違反に対し不服申立を行った証拠として、組合の代表者の供述を引用したが、パネルはこの証言が査察後の不遵守を認定するための情報を含んでいないと結論付ける (para. 549)。また米国は、計画通りの査察の実施を監視したとする地方の組合職員の供述を提出したが、それは監視が実施された工場の数、及びその実施期間を示していない (para. 550)。

パネルは、これら2つの供述に基づいて、監督官が査察を実施しなかった、又は、雇用者が査察後も不遵守の状態であったと認定することはできない (para. 551)。

最後に米国は、監督官が農場での違反を認定した際に、フォローアップ措置をとらなかったとの主張を根拠づけるため、ZZZ の供述を引用した (para. 552)。しかし、その証言は、「更なる措置がとられなかった」とする米国の主張のための根拠を提供しない (同上)。

コーヒー農場の不遵守の認定後の措置の不存在について米国の主張を根拠づける詳細がなく、パネルはその証言に証拠的価値を付与することはできないとした (para. 554)。

② Kao Modas

米国は以下のことを主張する (para. 556)。査察の際に、監督官は雇用者又は雇用者によって選定された従業員とのみ面会し、申立を行った従業員と面会しなかった。監督官が査察の最中に眠っていた、また従業員による監督官への贈物の指示を含む他の欠陥があった。さらに米国は、残業代の未払いに関する従業員の申立について、監督官が、会社に必要な基金がなく自身にできることはないと言ったと述べたと主張する。

米国は、同社で働いていたとする 3 名の供述に主に依拠する (para. 557)。また米国は、同社従業員組合の構成員である 4 人の共同供述を引用した (同上)。グアテマラは匿名の供述は信頼できないと主張した (para. 558)。

ここでの論点は、米国が、3 人の証言及び同社労働組合の共同供述によって、労働法令違反の査察に関し一応証明したか否かである (para. 559)。

3 人の供述に含まれる重要な段落は全く同じであり、それらの供述の信頼性に疑義を生じさせる (para. 561)。そのような供述の類似性は非自発的供述であることを合理的に推定させるが、パネルはその供述の作成過程を知らない。3 人の証言は、申立の数に関し厳密ではなく、供述者の主張やその主張の根拠に関しいかなる情報も提供しない (para. 562)。よって、その証言は従業員の記憶の正確性をパネルが確認できる詳細を含んでいない。さらに、仮に供述が出来事を正確に報告していても、それらは必ずしも労働法令の執行の懈怠を証明するものではない。申立の性質に関する詳細の欠如により、パネルはその供述が労働法令の効果的な執行の懈怠を証明すると認定できない (同上)。

組合構成員による集団的な供述は、残業代の未払いに関する監督官の発言について述べるが、その供述にはいかなる詳細、文脈、又は確証もなく、パネルはそれらに証拠的価値を付与できない (para. 563)。パネルは、Kao Modas における査察の懈怠に関し、米国が一応の証明を果たさなかったと認定する (para. 564)。

③ Fribo

米国の請求は 2 つの部分から成る (para. 565)。2007 年 9 月、監督官は従業員からの申立に応じて Fribo の査察を試みた。米国は、同社がそれらの査察を妨害し、最終的に、同社は協力義務に違反し、以前の賃金支払警告の遵守義務に違反したと監督官が通知したと主張した。米国によれば、監督官がこれらを認定し、及び、同社に対し制裁を通知したにも関わらず、その後いかなる措置をもとられなかった。第二に、米国は、2009 年 7 月に、監督官が、Fribo は健康・安全違反に対し責任を有し、復職した従業員への賃金支払義務があると認定したと主張した (同上)。米国は、これらの認定にも関わらず、監督官がフォローアップ査察の段階での検証を怠り、同社に対する遵守強制を怠ったと主張する。

2007 年 9 月の査察に関し、5 人の Fribo の従業員の供述に加え、米国は Fribo の査察の失敗を示す労働監督官の報告書に言及し (para. 569)、また、監督官による 2007 年 9 月の認定を提出する。その認定は、査察の実施場所を確保

できないことを述べ、Fribo に対し、解雇された従業員に対する賃金等の支払いを命じる (para. 569)。米国は、これらの法令違反の認定にも関わらず、労働省が更なる措置をとらなかつたと主張する (para. 570)。

グアテマラは労働監督官の報告書については争っていない (para. 571)。しかし、報告書が「制裁を科すための措置の欠如を証明しない」とする。米国は、それが制裁を科すための措置の欠如の証拠ではなく、制裁を科すことを保証する認定の証拠であると主張する。

パネルはその報告書を検討する (para. 572)。グアテマラは査察の妨害の事実は争っていない。そこで問題は、労働省がフォローアップ措置をとらなかつたか否かである。米国はとられなかつたと主張する。グアテマラはとられたと主張するが、監督官の報告書は不作為の証拠とならないと主張する。

パネルはグアテマラの主張は失当であるとする。米国は、監督官の報告が不作為の証拠であるとは主張していない (para. 573)。仮にフォローアップ措置がなければ、パネルはその欠如の証拠があると考えない。反対に、措置がある場合には、グアテマラによる措置の特定は容易であるとする。本件の他の主張とは異なり、グアテマラの証拠提出を妨げるような編集は本件にはない。よってパネルは、労働省がフォローアップを怠ったことを米国が立証したと判断する (para. 574)。

パネルは第二の申立の検討に移る (para. 575)。2007年9月の査察に続き、従業員は裁判所に訴えを提起し、2009年4月に遡及的給与の支払いを伴う復職命令を得た。米国は、2009年7月にFriboにおいて査察が実施され、健康・安全に関する様々な違反が特定され、監督官は企業に対し復職した従業員に賃金の支払いを命じたと主張する。しかし、米国によれば、2つのフォローアップ査察が行われたが、監督官は企業の違反の是正を検証及び強制しなかつた。

グアテマラは、フォローアップ査察は安全・健康違反の是正の期限の前に行われたと回答し、それらの査察の間に遵守が検証されなかつたのは、従業員自身がその検証を延期することを要請したためとする (para. 576)。

紛争当事国間の見解の不一致は、労働監督官の報告書をいかに解釈するかにある (para. 577)。米国は、第一段階の査察の間に監督官は違反を特定し、警告を發し、フォローアップを遂行したがその後遵守を確保しなかつたとし、他方でグアテマラは、査察はフォローアップの過程の中で行われ、フォローアップ査察は締切までに行われたと考える。

パネルは3つの監督官の報告書を全て検証した結果、それらが監督官による

監督遂行の欠如の証拠とならないと判断する (para. 578)。

報告書は 3 つの査察が行われたことを示す (para. 579)。2 つのフォローアップ査察が、健康・安全違反に関する警告を Fribo が遵守するための期限よりも前に行われたことについては争いはない。よって、米国は、こうした報告書に基づいて、労働省が Fribo の遵守を確認しないことを選んだと主張することは誤りである (para. 582)。

週及的給与に関する警告について、フォローアップ査察は警告の遵守期限から 1 営業日後になされた。その査察の報告書は、週及的給与の支払に関し明示的に論じていない (para. 583)。しかし、監督官が復職した従業員に聴取し、一人の従業員に関する降格及び給与の減額を含む報復を特定した。また、その報復に対し新たな警告が発せられた。報告書は、従前の警告の効力を認め、名宛企業が遵守を怠る場合には法的措置をとると警告したことも示す。パネルは、これを監督官による週及的給与に関する警告の執行放棄と解しない。監督官は、時宜に合った態様で、雇用者の遵守に関しフォローアップを行った (para. 584)。

また米国は、監督官の設定した期限後も雇用者が遵守に至ったとの記録がなかったため、総合労働監督所が Fribo に対する労働法令の効果的執行を怠ったと主張する (para. 585)。パネルは提出された証拠がそうした結論を正当化するとは考えない (同上)。

よって、Fribo における 2009 年 7 月の査察がグアテマラの労働法令の効果的な執行の懈怠であるとの米国の請求は根拠がない (para. 586)。

④認定の要旨 (para. 587-89)

米国の申立のうち、米国が立証した労働法令の効果的な執行の懈怠は、2007 年 9 月に実施された Fribo への査察に関連するもののみである (para. 588)。他の事例では、証拠は労働法令の効果的な執行の懈怠を根拠づけられない。

(2) 一連の作為・不作為の継続又は反復の有無

一連の作為・不作為の継続又は反復を構成する行為は、事例又は期間において十分な類似性と一貫性を有する執行機関による繰り返された行動様式又は引延ばされた行動様式によって特徴づけられ、複数の事例を含み時間的・場所的に十分な近接性を含む場合には、それは関連する組織の行動様式として扱われる (para. 590)。パネルは、適切な査察を通じた効果的執行の懈怠に関する一つの事例を認定した。

理論的には、労働法令の効果的執行の懈怠に関する一つの事例は、一連の作

為・不作為の継続又は反復を構成する (para. 591)。例えば、その懈怠が法執行当局による一貫した行為による場合である。しかし、このことは Fribo の事例には当てはまらない。

(3) 結論

査察に関する請求に関し、米国は、グアテマラが一連の作為・不作為の継続又は反復を通じて、労働法令の効果的な執行を怠ったと立証しなかった (para. 592)。

VI. 仲裁パネルの結論

米国は、8つの職場の74人の従業員に関し、グアテマラが、裁判所命令の遵守を確保しなかったことによる労働法令の効果的執行の懈怠を立証したが、それらの事例が貿易に影響を与えるような態様での一連の不作為であることを証明しなかった。米国は、一連の作為・不作為を構成する、査察の十分な懈怠を証明しなかった。米国によって提出された他の請求はパネル設置要請に含まれていなかったため、パネルは管轄権を有さない。よってパネルは、グアテマラによる16.2.1 (a) 上の義務の不遵守を米国が証明しなかったと結論付ける (para. 594)。